バリアフリー住宅化補助金



- ■対象となる条件 以下の1~3全てを満たすこと
 - 1 市内に事業所等を有する事業者(市内事業者)によって施工される工事
 - 2 現に居住している個人住宅である
 - ※ 併用住宅・集合住宅等においては、個人住宅部分のみが対象
 - 3 対象工事である
 - ※ 以下のとおり
- ■申請できるかた 以下の1~3全てを満たすこと
 - 市内に住所があり、住民基本台帳に記録されている
 - 2 工事を行う住宅の所有者であり、その住宅に現に居住している
 - 3 市税等(市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健 康保険税)を滞納していない
 - ※ 住宅の所有者が複数いる場合、所有者全員の同意と、所有者全員 が市税等を滞納していないことが条件となります。
 - ※ 対象となる住宅に対し、申請は1度限りとなります。

補助金額

工事に要した費用の2分の1

上限額 5万円

※千円未満は切り捨て

対象工事

- ・住宅出入口、廊下の拡幅
- ・寝室付近へのトイレの移設・新設
- ・扉の引き戸への変更、扉の吊元の変更
- ・玄関、居間、トイレ、廊下、階段等の手すり新設
- ・和式便器から腰かけ式便器(温水洗浄便器含む)への変更
- ・部屋と廊下、又は道路から住宅出入口までの通路の段差解消
- ・浴室における浴槽の高さの調節、脱衣室との床の段差解消、 床材の防滑仕様への変更、手すり新設

■申請の流れ

① 市内事業者から見積書をもらう



年度の予算に達し次第、 受付終了となります。

② 市役所に交付申請(受付は令和7年2月28日まで)



③ 交付決定(決定通知が届くまで、申請から3週間程度かかります)



④ 市内事業者と契約→工事→工事代金の支払

※必ず、決定通知の日付以降に契約・工事・支払を行ってください。



⑤ 市役所に完了報告(受付は令和7年3月31日まで)



⑥ 補助金交付(振り込みまで、完了報告から3週間程度かかります)

■必要書類

交付申請	 ① 交付申請書 ※住宅所有者が複数いる場合、同意書も必要 ② 見積書のコピー ③ 工事の仕様が分かるもの (例) 設置する手すりのカタログ等 ④ 委任状(代理のかたが申請する場合)
完了報告	 ① 完了報告書 ② 工事代金の領収書・明細書のコピー ③ 工事契約書のコピー ④ 工事写真(施工前・施工中・施工後) ⑤ 補助金請求書・口座振替依頼書(シャチハタ不可)